

## 香川県条例第10号

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(徴収) 第1条 略</p> <p>(種別及び金額) 第2条 略</p> <p>(指定試験機関等への納付等) 第4条 略</p> <p>(補則) 第7条 略</p>	<p>(徴収) 第1条 県は地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用若しくは公の施設の利用又は特定の者のためにする事務について、別に定めるものを除きこの条例の定めるところにより使用料又は手数料を徴収する。ただし、特別の事由があるときは知事が減免することができる。</p> <p>(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 金額の中で単にその範囲を定めたものについては、知事がその金額を定める。</p> <p>(指定試験機関等への納付等) 第4条 別表第2の左欄に掲げる試験等の実施に関する事務を知事が行わせることとした者（以下「指定試験機関等」という。）が行う試験等を受けようとする者等は、同表の右欄に定める手数料を指定試験機関等に納めなければならない。 2 前項の規定により指定試験機関等に納められた手数料は、当該指定試験機関等の収入とする。</p> <p>(補則) 第7条 略 2 教育委員会の所管に属する学校等の施設その他の教育財産（香川県立ミュージアム条例（平成11年香川県条例第6号）第1条第1項の香川県立ミュージアムを除く。）の使用料及び入学選考その他の教育事務に係る手数料の徴収に関しては、この条例中「知事」とあるのは、「教育委員会」と</p>

別表第1（第2条関係）

第1表 使用料の部

種別	区分	単位	金額
1 略			
2 公の施設の使用料			
(1)～(9) 略			
(10) 高松空港 県営駐車場	駐車場使用料 2時間以内 の場合  2時間を超 える場合  略	1台につき30分 を超える30分ま でごと 略	100円
(11)～(13) 略			
(14) 香川県産 業技術センタ ー	機器使用料 略 多軸同時振 動試験装置 略 X線回折装 置 高温型示差 走査熱量測 定装置 波長分散型 蛍光X線分 析装置（4 キロワット） 略	1時間当たり   略  1時間当たり  略	<u>6,130円</u>     <u>3,700円</u>  略

読み替えるものとする。

別表第1（第2条関係）

第1表 使用料の部

種別	区分	単位	金額
1 略			
2 公の施設の使用料			
(1)～(9) 略			
(10) 高松空港 県営駐車場	駐車場使用料 30分以内の 場合  30分を超え る場合	1台  1台につき1時 間当たり	100円  150円を超え ない範囲で規 則で定める額
駐車場を定期券により利用する場合の使用料は、 別に規則で定める。			
(11)～(13) 略			
(14) 香川県産 業技術センタ ー	機器使用料 略 多軸同時振 動試験装置 略 X線回折装 置  波長分散型 蛍光X線分 析装置（4 キロワット） 略	1時間当たり   略  略	<u>3,960円</u>     略

(15)～(29) 略			
(30) 香川県立 屋島少年自然 の家	略 会議室	1日	4,600円を超 えない範囲で 教育委員会規 則で定める額
(31)～(35) 略	略		

(15)～(29) 略			
(30) 香川県立 屋島少年自然 の家	略 会議室	1日	1,200円を超 えない範囲で 教育委員会規 則で定める額
(31)～(35) 略	略		

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1 行政 不服審 査法（ 平成26 年法律 第68号） 第38条 第4項 （同法 第66条 第1項 及び他 の法令 におい て準用 する場 合を含 む。） の手数 料及び 同法第 81条第 3項に おいて	白黒	用紙 1枚 （両 面に 複写 又は 記載 する 場合 は、 片面 を用 紙1 枚と みな す。 以下 この 項に おい て同 じ。）	10円
	カラー	用紙 1枚	20円

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1 削除			

準用する同法第78条第4項の手数料			
2～251 略			
252 介護支援専門員実務研修手数料		1件	<u>55,000円</u>
252の2 介護支援専門員再研修手数料		1件	<u>53,000円</u>
253 介護支援専門員証更新研修手数料	実務経験を有しない者 その他の者	<u>1件</u> <u>1件</u>	<u>53,000円</u> <u>4万円</u>
254～257 略			
258 主任介護支援専門員研修手数料		1件	<u>4万円</u>
258の2 主任		<u>1件</u>	<u>42,000円</u>

2～251 略			
252 介護支援専門員実務研修手数料		1件	<u>21,000円</u>
252の2 介護支援専門員再研修手数料		1件	<u>21,000円</u>
253 介護支援専門員証更新研修手数料		<u>1件</u>	<u>21,000円</u>
254～257 略			
258 主任介護支援専門員研修手数料		1件	<u>32,000円</u>

介護支援専門員更新研修手数料				
259 保育士試験合格証明書交付手数料	略			
260～374 略				
375 香川県産業技術センター手数料	食品・食品原料分析 液体分析 略 アルコール	1 件	1,230円	
	略 固体分析 略 アルコール	1 件	1,550円	
	略 特殊分析 略 ぶどう糖・しょ糖 ・果糖	略		
	<u>D-ブシコース</u> ソルビトール	<u>1 件</u>	<u>7,620円</u>	
	略			
376 香川県産業技術センター	食品・食品原料分析 液体分析 略 アルコール	1 件	1,230円	

259 保育士試験合格証明書交付手数料	略			
260～374 略				
375 香川県産業技術センター手数料	食品・食品原料分析 液体分析 略 アルコール	1 件	1,200円	
	略 固体分析 略 アルコール	1 件	1,520円	
	略 特殊分析 略 ぶどう糖・しょ糖 ・果糖	略		
	ソルビトール	略		
	略			
376 香川県産業技術センター	食品・食品原料分析 液体分析 略 アルコール	1 件	1,200円	

一発酵 食品研 究所手 数料	略 固体分析 略 アルコール 略 略	1件	1,550円
-------------------------	-----------------------------------	----	--------

377~394 略

395 オ リーブ オイル 官能評 価手数 料		1件	9,190円
--	--	----	--------

396及び 397 削除			
--------------------	--	--	--

398~402 略

403 農 産物検 査に係 る登録 検査機 関の登 録手数 料		1件	15万円
--	--	----	------

404 農 産物検 査に係 る登録 検査機 関の登 録更新 手数料		1件	10,100円
--	--	----	---------

一発酵 食品研 究所手 数料	略 固体分析 略 アルコール 略 略	1件	1,520円
-------------------------	-----------------------------------	----	--------

377~394 略

395から 397ま で削 除			
--------------------------	--	--	--

398~402 略

403から 405ま で削 除			
--------------------------	--	--	--

405 農産物検査に係る登録検査機関の変更登録手数料	登録の区分の増加に係るもの 農産物検査を行う農産物の種類の増加に係るもの	1件 1件	15万円 3万円
----------------------------	---	----------	-------------

406~576の2 略

576の3 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	略		
----------------------------	---	--	--

576の4 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料		1件	認定申請1件につき、当該認定申請に係る次に掲げる建築物の部分の区分に応じ次に定める額を合算した額（規則で定める場合は、当該合算した額を超えない範囲で規則で定める額） ア 住宅部分 一戸建ての住宅であつて住宅の用途以外の用途に供する部分を有しない場合 床面積の合計 200平方メートル未満 39,000円 200平方メートル
-------------------------------	--	----	--

--	--	--	--

406~576の2 略

576の3 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	略		
----------------------------	---	--	--

以上 44,000円  
その他の場合  
床面積の合計  
300平方メートル  
未満 77,000円  
300平方メートル  
以上2,000平方メ  
ートル未満  
127,000円  
2,000平方メート  
ル以上5,000平方  
メートル未満  
215,000円  
5,000平方メート  
ル以上 308,000  
円

イ 非住宅部分  
床面積の合計  
300平方メートル未  
満 25万円  
300平方メートル以  
上2,000平方メート  
ル未満 403,000円  
2,000平方メートル  
以上5,000平方メー  
トル未満 574,000  
円  
5,000平方メートル  
以上1万平方メート  
ル未満 707,000円  
1万平方メートル以  
上25,000平方メート  
ル未満 834,000円  
25,000平方メートル  
以上 952,000円



	建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合においては、512の項を準用して算定した額を上記の額に加算する。	
576の5 建築 物エネ ルギー 消費性 能向上 計画変 更認定 申請手 数料	1件	変更認定申請1件につき、576の4の項の合算した額（規則で定める場合は、当該額を超えない範囲で規則で定める額）に2分の1を乗じて得た額  建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合においては、512の項を準用して算定した額を上記の額に加算する。
577 宅 地建物 取引業 の免許 又は免 許の更 新の申 請手数 料	略	
578～584 略		
584の2 長期 優良住 宅建築 等計画 認定申 請手数 料（新 築の場 合に限	略	

577 宅 地建物 取引業 の免許 又は免 許の更 新の申 請手数 料	略		
578～584 略			
584の2 長期 優良住 宅建築 等計画 認定申 請手数 料	住宅性能評価書の交付を受けた住宅以外の住宅 建築物の住戸の数 1 床面積の合計 100平方メートル以下 100平方メートルを超え	1件 1件	43,000円 49,000円

る。)

200平方メートル以下		
200平方メートルを超える場合	1件	67,000円
2以上5以下	1件	23,000円
6以上10以下	1件	19,000円
11以上25以下	1件	15,000円
26以上50以下	1件	13,000円
51以上100以下	1件	11,000円
101以上300以下	1件	1万円
301以上	1件	9,000円
住宅性能評価書の交付を受けた住宅		
建築物の住戸の数		
1	1件	11,000円
2以上5以下	1件	5,000円
6以上10以下	1件	4,000円
11以上25以下	1件	3,000円
26以上100以下	1件	2,000円
101以上	1件	1,000円

建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合においては、512の項を準用して算定した額を上記の額に加算する。

584の3	建築物の住戸の数		
長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	1		
(584の2の項)	床面積の合計		
	100平方メートル以下	1件	65,000円
	100平方メートルを超え200平方メートル以下	1件	74,000円
	200平方メートルを超える場合	1件	101,000円

に該当するものを除く。)	2以上5以下	1件	35,000円
	6以上10以下	1件	28,000円
	11以上25以下	1件	22,000円
	26以上50以下	1件	2万円
	51以上100以下	1件	17,000円
	101以上200以下	1件	16,000円
	201以上300以下	1件	15,000円
	301以上	1件	14,000円
建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合においては、512の項を準用して算定した額を上記の額に加算する。			
584の4	略		
長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料			
584の5	略		
585~598	略		

備考

- 1の項の手数料に係る第1条ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「知事が」とあるのは、「、知事が定めるところにより、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項（法令の規定により、読み替えて適用し、又は準用する場合を含む。）又は同法第81条第3項の規定により読み替えて準用する同法第78条第5項の規定を適用し、1の項の手数料を」とし、第7条第2項の規定は適用しない。
- この表において「県内者」とは、入学の日の属する月の初日の1年前の日から引き続き県内に住所を有する者並びにその配偶者及び1親等の親族をいう。

584の3	譲受人の決定の場合	1件	400円
長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	その他の場合	1件	1,000円
建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合においては、512の項を準用して算定した額を上記の額に加算する。			
584の4	略		
585~598	略		

備考 この表において「県内者」とは、入学の日の属する月の初日の1年前の日から引き続き県内に住所を有する者並びにその配偶者及び1親等の親族をいう。

別表第2（第4条関係）

試験等	手数料
1～11 略	
12 職業能力開発促進法施行令 (昭和44年政令第258号) 第 2条第1号の技能検定試験の うち実技試験	略
13 職業能力開発促進法施行令 第2条第1号の技能検定試験 のうち学科試験	
14・15 略	

別表第2（第4条関係）

試験等	手数料
1～11 略	
12 職業能力開発促進法施行令 (昭和44年政令第258号) 第 3条第1号の技能検定試験の うち実技試験	17,900円を超えない範囲で知事が 定める額
13 職業能力開発促進法施行令 第3条第1号の技能検定試験 のうち学科試験	1件 3,100円
14・15 略	

## 附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1 第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料(10)の項の規定は、平成28年4月1日以後に徴収すべき同項の駐車場使用料の額について適用する。